

令和5年4月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 （欠席） 6番 渡邊 清文
7番 石井由美子 8番 藤本 哲朗 9番 （欠席）
10番 帆足 智己 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて
報告第2号 200㎡未満の農地を所有者自ら農業用施設用地
とする届出について
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(時効取得)
報告第5号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第6号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀 主幹（統括） 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美 主査 樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>定例会を始める前に、4月1日付の人事異動で、職員の異動がありましたので、挨拶を行います。</p> <p>(異動者の紹介および挨拶)</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、ただ今より令和5年4月定例総会を開催します。 着席して進めさせていただきます。 では、会長、あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、 6番副会長よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はあり ませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願い します。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定によ る許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。 番号1、大字森字荒木〇〇〇〇番外1筆です。登記簿地目は田で、</p>

	<p>合計面積は3, 5 1 1 m²です。3条の有償移転で、譲渡人は、○の○○○○さんで、譲受人は、○の○○○○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>番号2、大字戸畑字山ノ口○○○○番〇外4筆です。登記簿地目は田で、合計面積は6, 6 8 3 m²です。3条の有償移転で、譲渡人は、○○の○○○さんで、譲受人は、○○の○○○○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号3、大字戸畑字後母○○○○番〇外6筆です。登記簿地目はすべて畑で、合計面積は4, 9 7 0 m²です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の○○○○さんで、譲受人は、○○の○○○○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号4、大字大隈字長田○○○○番の1筆です。登記簿地目は田で、面積は5 7 0 m²です。3条の有償移転で、譲渡人は、○○の○○○さんで、譲受人は、○○の○○○○さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号1を私が説明します。</p> <p>番号2、3を4番委員、番号4を5番委員、説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。4月4日、申請者の〇〇さん、推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、大字森字荒木で、田2筆、3, 5 1 1 m²です。○○○○の手前数百mで、国道387号線との間に位置しております。譲受人は〇〇〇を中心とした専業農家で、譲渡人の水田を耕作しており、牧草を作っています。3条の有償移転で、譲受人が高齢のため、作業ができないという理由です。農業従事者、農機具等は何の問題もありません。</p>
4番委員	<p>番号2の調査結果を報告します。3月18日、申請者の〇さん、〇〇さん、推進委員と現地立ち会いを行いました。土地の所在は、北山田の〇〇〇で、○○○○の〇〇〇のある所から1 kmほど入った所です。現況は田で、権利の内容は所有権の移転です。子供が農業をする意思がなく、農地の一部を手放すことにしたそうです。手</p>

	<p>放しても7反ほどが残るので、それを自分で耕作していくということです。譲受人の〇〇さんは、現在100aほどの水田で作付けしており、息子と一緒に営農しています。息子さんも夏野菜を作り、農業に従事しております。現状のまま維持していくということです。</p>
<p>推進委員</p>	<p>〇〇さんは、ずっと農業をしていて、子供も一緒に農業をしていて、水が取れにくい時はネギを植えようと考えているそうです。</p>
<p>5番委員</p>	<p>番号4の調査結果を報告します。4月6日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、〇〇の〇〇〇〇〇〇の裏になります。前回、現地確認の際には草が生い茂っていましたが、今は畑として整備しており、野菜を作りたいということでした。権利の内容は所有権の移転です。譲受人の通作距離は10km程度ありますが、〇〇さんは稲作の作業を受託する法人をしておりますので、農器具はそろっております。取得後の耕作に問題はありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>先月も申請があった分の続きです。前は荒れていましたが、今は整備して畑として使うということで、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようでしたら採決します。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。</p>

	<p>番号 1、大字戸畑字下新田〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の 2 筆です。登記簿地目は田、合計面積は、3, 290 m²です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長〇〇〇〇さん、土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的・理由ですが、当事業所の事業拡張のため、工場用地及び駐車場用地として転用するものです。担当委員は、1 番委員です。</p> <p>なお、当案件は、転用面積が 3, 000 m²を超えるため、常設委員会への上程議案となります。4 月 21 日に開催されます、大分県農業会議常設審議委員会で意見を求めます。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 1 番委員、お願いします。</p>
1 番委員	<p>番号 1 の調査結果を報告します。4 月 6 日、申請者の〇〇〇〇〇〇の〇〇社長と〇〇さん、推進委員、事務局と現地の確認をしました。土地の所在は、国道 210 号線から〇〇〇〇〇〇の方向に 800 m ほど入った所に位置しています。現状は田と畑です。工場の増設の計画です。隣接には農地が存在し、農地には影響がない計画です。権利の内容は所有権の移転です。土砂の流出・崩壊、周辺の営農条件を阻害する恐れはありません。土地改良区とも協議を行っています。以上です。</p>
推進委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>補足説明を行います。圃場整備が入っているため、第 1 種農地となります。許可ができない場所になりますが、既存の敷地の拡張（2 分の 1 を超えないものに限る）という許可の例外に該当します。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
4 番委員	<p>第 1 種農地は許可ができないということですが、例外があって許可ができるということですか。</p>

事務局	そうです。
7 番委員	私も現地確認に立ち会いましたが、隣接する農地は L 字擁壁を埋めて農地に影響がないようにするそうです。
議長	その他質疑はありませんか。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。第 2 号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。なお、今回の内容について、委員と推進委員の所有地が該当になっています。農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。そのため、いったんお二人には退席していただき、第 3 号の審議を行います。 (該当委員・推進委員退出)
事務局	議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。 農業委員会では、毎年一回農地パトロールを実施しています。今回判断する件については、現在農地パトロールで B 判定された農地で、耕作不能な農地にあたります。対象筆数は合計 83 筆、合計面積は 57,133 m ² です。 登記簿地目は、田と畑ですが、現況は、山林と原野になっております。 (プロジェクターによる非農地の所在及び現況写真の説明)

議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	その他、質疑はありませんか。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり決定し、所有者に対して非農地通知書を送付します。
議長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。 新規の設定ですが、すべて新規の設定です。 3年から5年の合計件数が10件で、合計面積23,115㎡です。 6年から9年の合計件数が3件で、合計面積12,173㎡です。 10年以上の合計件数が9件で、合計面積15,845㎡です。 以上、合計件数22件、合計面積51,133㎡です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

事務局	<p>引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第3条の規定による許可処分を取り消し願いの について、1件提出されております。内容をご一読ください。</p> <p>報告第2号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地 とする届出が3件、提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続に よる所有権移転）が3件提出されております。詳細は、ご一読くだ さい。</p> <p>報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出（時効取 得による所有権移転）が3件提出されております。詳細は、ご一読 ください。</p> <p>報告第5号、農地法第18条合意解約通知書が6件提出されてお ります。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第6号、農地所有適格法人要件確認書について、掲載の法人 は、要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>報告事項は、以上になります。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	<p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>（省略）</p>
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会4月定例総会を閉 会します。